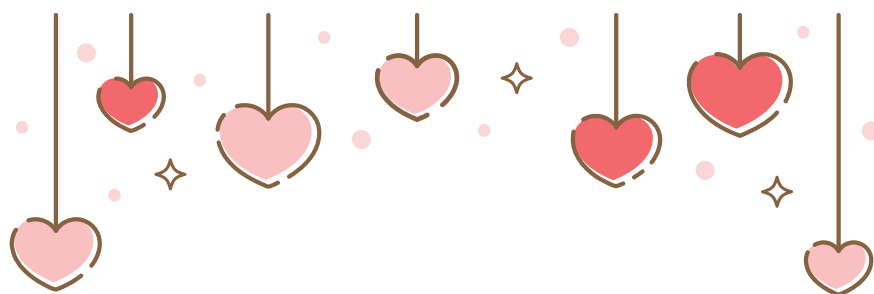


概要版

令和 7 年度～令和 11 年度

いなしき子ども・子育てプラン

第3次稲敷市子ども・子育て支援事業計画



愛し、愛されて



©稲敷市

笑顔あふれる

今も未来も

令和 7 年3月
茨城県稲敷市

これまで子どもに関する施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていない状況で、近年は、児童虐待や不登校の増加、新型コロナウイルス感染症の流行など、子どもを取り巻く状況は厳しいものとなっています。

日本の子育ての状況

これらの状況を解決するため、これまで複数の省庁にまたがっていた子どもに関する政策や支援を一元化して対応していくため、令和5年4月1日、「こども家庭庁設置法」、「こども基本法」が施行となり、こども家庭庁が開庁しました。

子ども・子育て支援制度

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。

必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し取り組んでいます。

基本的な指針の一部改正 令和6年2月

新設

- 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）
- 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）
- 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

拡充 子育て短期支援事業／一時預かり事業

いなしき子ども・子育てプランの基本理念

家庭や地域に温かく見守られながら 子どもが健やかに生まれ育つまちを目指して

～ 愛し、愛されて笑顔あふれる明るいまち 今も未来も ～

子ども・子育ての支援は、まず、第一に子どもが家庭や地域の中で温かく見守られ、幸せに育つこと、子どもの最善の利益が保障されることが重要です。稲敷市では人と人との豊かなつながりを大切にしながら、地域ぐるみの子育てを積極的に支援します。

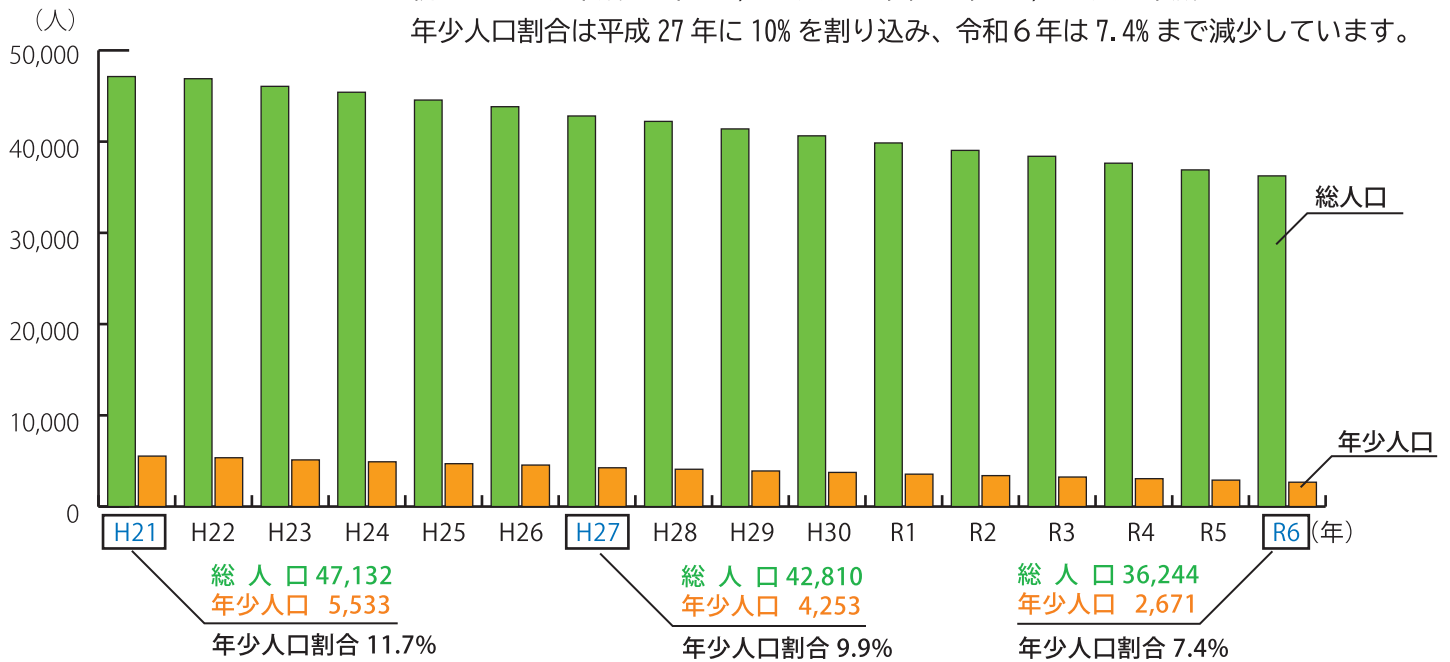
また、妊娠・出産・育児を通して、母子が孤立感や不安感を抱くことなく、健やかに過ごすことができる環境づくりが重要です。稲敷市では母親の健康が守られ、子どもが健やかに生まれ育つまちを目指します。

そして、すべての子どもと子育て世帯が、親の働く状況の違いや住んでいる地域に関わらず、質の高い幼児期の学校教育や保育を受けることができる環境を目指して、本計画の基本理念を定めました。

第3次プランにおいては、基本理念を実現していくためのアプローチとして、「愛し、愛され笑顔あふれる明るいまち 今も未来も」をサブタイトルとし、子どもにたくさんの愛情を注ぎ、子どもの愛着形成も図っていき、そして、もっと子どもの笑顔＝幸せがあふれるまちにしていこうという取組姿勢が込められています。

稲敷市の現状

稲敷市の総人口は減少傾向で推移しています。年少人口（15歳未満）も同様に減少が続いており、平成21年の5,533人から令和6年は2,671人と半減しています。
年少人口割合は平成27年に10%を割り込み、令和6年は7.4%まで減少しています。



子ども・子育て支援事業計画

教育・保育施設の量の見込みと確保方策

稲敷市に住むお子さんが、将来利用する教育・保育施設（幼稚園、保育園、認定こども園等）について、現在の教育・保育施設の利用状況やニーズ調査による利用希望等から必要な利用定員（量の見込み）を推計しました。確保方策は、令和7～11年度までの各年度に確保する定員数です。

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
■ 1号認定・2号認定（教育希望） 幼稚園・認定こども園の利用 （3～5歳）	量の見込み	109	95	90	88	88
	確保方策	305	305	305	305	305
	確保の状況	196	210	215	217	217
■ 2号認定 保育所・認定こども園の利用 （3～5歳）	量の見込み	339	298	281	276	276
	確保方策	411	411	411	411	411
	確保の状況	72	113	130	135	135
■ 3号認定 保育所・認定こども園の利用 （0歳）	量の見込み	48	46	45	43	42
	確保方策	53	53	53	53	53
	確保の状況	5	7	8	10	11
■ 3号認定 保育所・認定こども園の利用 （1歳）	量の見込み	84	85	82	79	76
	確保方策	107	107	107	107	107
	確保の状況	23	22	25	28	31
■ 3号認定 保育所・認定こども園の利用 （2歳）	量の見込み	98	101	102	98	96
	確保方策	118	118	118	118	118
	確保の状況	20	17	16	20	22

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
■利用者支援事業（箇所）	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
■妊婦等包括相談支援事業（人日／年）	量の見込み	351	339	327	315	303
	確保方策	351	339	327	315	303
■延長保育事業（人）（時間外保育事業）	量の見込み	145	135	130	126	124
	確保方策	178	178	178	178	178
■放課後児童健全育成事業（人）（放課後児童クラブ）	量の見込み	445	426	394	367	333
	確保方策	460	460	460	460	460
■子育て短期支援事業（人日／年）（ショートステイ）	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	4	4	4	4	4
■乳児家庭全戸訪問事業（人）（こんにちは赤ちゃん事業）	量の見込み	117	113	109	105	101
	確保方策	実施体制：8人 実施機関：健康増進課				
■養育支援訪問事業（人・世帯数）（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	量の見込み	45（34）	43（33）	42（32）	40（31）	39（30）
	確保方策	実施体制：7人 実施機関：こども支援課 及び 健康増進課				
■子育て世帯訪問支援事業（人日／年）	量の見込み	-	54	51	48	46
	確保方策	-	54	51	48	46
■地域子育て支援拠点事業（人回／年）	量の見込み	13,920	13,956	13,680	13,176	12,744
	確保方策	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000

利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、認定こども園や保育園などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択し、利用できるよう情報提供や支援の紹介などを行う事業です。

妊婦等包括相談支援事業

妊婦及びその配偶者等に対して、面談等を行い、妊婦等の心身の状況、置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

延長保育事業 （時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもに対し、通常の利用時間以外に保育を実施する事業です。認定こども園、保育所等において実施します。

放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、学校の余裕教室等で、放課後や長期の休業期間にお預かりして適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

子ども・子育て支援法に基づき稲敷市の実情に合わせ実施する地域子ども・子育て支援事業について、それぞれの事業で、現在の利用状況・ニーズ調査による利用意向を把握し、国の基準等を参考に、令和7～11年度のニーズ量（量の見込み）を算出しました。算出されたニーズ量をもとに、将来の確保量を定め事業を実施していきます。

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
■一時預かり事業（幼稚園型） （人日／年）	量の見込み	2,447	2,149	2,024	1,991	1,987
	確保方策	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645
■一時預かり（幼稚園型以外） （人日／年）	量の見込み	1,261	1,198	1,156	1,123	1,099
	確保方策	800	800	800	800	1,200
■病児保育事業（人日／年）	量の見込み	747	697	669	652	641
	確保方策	732	732	732	732	732
■ファミリーサポートセンター事業 （子育て援助活動支援事業）（人日／年）	量の見込み	-	-	-	-	-
	確保方策	12	12	24	24	36
■妊婦健康診査（人／年）	量の見込み	117	113	109	105	101
	確保方策	実施体制：市担当者4人 実施場所：茨城県内妊産婦健康診査受託医療機関				
■産後ケア事業（人日／年）	量の見込み	61	59	57	55	53
	確保方策	96	96	96	96	96
■乳幼児等通園支援事業（人） （こども誰でも通園制度）	量の見込み	-	4	4	8	8
	確保方策	-	12	12	12	12
■実費徴収に係る補足給付を行う事業		実態に即し実施します。				
■多様な事業者の参入促進・能力活用事業		国の状況を勘案しながら必要に応じて実施を検討します。				

ファミリーサポートセンター事業 （子育て援助活動支援事業）

稲敷市では、概ね生後6か月から小学6年生までのこどもがいる子育て中の保護者や子育てに関心のある方を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

産後ケア事業

出産後、退院してから、体調や子育てについての不安、授乳について心配がある、家族等からの援助が得られないなどの母子を対象に、宿泊・日帰り・訪問により心身のケアや育児サポート等を行い、安心して子育てができるように産後の生活を支援する事業です。



次世代育成支援行動計画 施策の展開

基本目標1 地域における子育ての支援

教育・保育施設の整備に努めるとともに、利用者のニーズに即したサービスの提供により、幼児期の教育・保育の充実を図ります。また、すべての子どもと子育て家庭を支援する事業を推進します。

子育てに対する親の不安や悩みの解消するための各種相談体制の充実や地域の子育て支援の情報提供に努め、地域ぐるみの子育て支援ネットワークづくりを推進します。

放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実を図り、放課後児童対策の充実に努めます。

青少年の健全育成を図るとともに、子どもたちの安心・安全な居場所づくりを推進します。

- 教育・保育施設の提供
(教育・保育サービスの充実)
- 地域子ども・子育て支援の充実
- 子育て支援のネットワークづくり
- 子どもの健全育成支援

基本目標2 母性・乳幼児等の健康の確保・増進

妊婦一般健康診査の確実な実施を支援するとともに、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から出産期、子育て期間を通して、相談や知識の普及等の支援に努めます。

子どもが健やかに育つための事業を推進し、集団での遊びの場や交流の場を提供するとともに、発達に関する相談等にもきめ細かに対応していきます。

青少年に対しては、健康教育を推進するとともに、思春期保健の充実を図ります。

- 親の健康の確保
- 子どもの健康の確保
- 思春期保健対策の充実

基本目標3 健やかな成長のための教育環境づくり

将来親となり、地域の担い手となる子どもたちのまちづくり等への参画意識や社会性を育成します。また、自らの未来を拓き、生き抜く力の確実な育成に向け、自ら学び、考え、行動する力を育みます。

すべての家庭・地域での教育力を高めるための取組や、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

子育て家庭、子ども自身にとって、安全な居住環境、道路交通環境の向上等、子育てを支援する安全で良質な生活環境の整備を図ります。

- 次代の親の育成
- 教育環境等の整備
- 家庭や地域の教育力の向上と有害環境対策
- 子どもの安全の確保と良質な生活環境の整備

基本目標4 ひとり親家庭・要保護児童への対応など

児童虐待を未然に防止するため、関係機関の連携強化を図るとともに、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭の早期把握に努め迅速な対応を図っていきます。

ひとり親家庭等に対し、相談体制の充実等、きめ細かな福祉サービスの展開や、経済的支援策等の充実を図り、自立支援に努めます。

障がい児等の健全な発達を支援し、在宅支援の充実に努めます。また、子どもたちの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境を整え、教育の機会均等を図ります。

- 児童虐待防止対策の推進
- ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 障がい児施策の充実
- 子どもの貧困対策

基本目標5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、子育てしやすい、働きやすい環境を目指し、仕事と家庭・子育ての両立ができる環境の実現に向けた支援に努めます。

- 雇用環境の改善に向けた支援
- 仕事と家庭・子育ての両立支援

基本目標6 未来を切り拓く子ども・若者の応援

家庭環境が困難な子どもたちが、安心して過ごせる居場所づくりに取り組むとともに、様々な体験活動の機会を提供し、子どもたちの生きる力や将来の夢を育みます。

- 生きる力の育成

・乳幼児訪問（養育支援訪問事業）

養育支援が特に必要な家庭に対し、訪問により子育ての相談を行い、育児への不安の軽減や虐待の未然防止・早期発見を図ります。

・子育てサークルの活動支援

月齢が近い人同士のベビーサークルの立ち上げのほか、身体検査などでの声かけにより、自主的なサークルづくりを促し、活動場所を提供するなど、子育てサークルの活動支援を行います。

・セカンドブック事業

1歳6か月健診に絵本を2冊贈り、家庭での絵本の読み聞かせを通して、親子の交流やきずなを深め、幼児期から絵本に接することにより子どもの読書活動を推進します。

・放課後子ども教室

小学校の余裕教室等を活用して、地域住民等の参画のもと子どもたちの学習やスポーツ・文化活動、地域の交流活動等に取り組みます。放課後児童クラブとの一体的又は連携した運営等を実施します。

・マタニティスクール

妊娠・出産・育児についての知識の普及啓発を行う教室（沐浴実習等）を実施します。

・子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）

「稲敷市子育て世代包括支援センター」において、医療機関や関係機関と連携して、妊娠や子育ての不安、孤立などに対応し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行います。

・子育てひろば

各種専門職（保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士・保育士）による、妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談支援を実施します。



・国際教育の推進

異なる文化や考え方を尊重することのできる豊かな国際感覚を身につけた児童生徒の育成を目指します。国際社会で活躍できるよう外国語指導助手を市立認定こども園、幼稚園、小・中学校に派遣します。

・通学時の安全対策の推進

「子どもを守る 110 番の家」の設置や防犯ブザーの携帯の指導を行い、登下校時の安全対策を推進します。

・子育て学習講座（就学前児童の保護者講座）

入学前の子どもの持つ親を対象に、就学時健診の親の待ち時間を活用し、県で作成した「家庭教育ブッククローバー」を参加者に配付し「子育て学習講座」を実施します。



・家庭児童相談業務

児童の養育と福祉の向上を図るため、家庭相談員による相談・指導を行います。また、こども家庭センターを拠点として、地域の実情を把握し、妊娠婦や子育て家庭、こどもを対象とした一体的な相談・支援等を強化します。特に、児童虐待、ヤングケアラーの早期発見・把握に努め、関係機関と連携し支援につなげます。

・障害児福祉サービス

障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得するための訓練や、個々の発達の状態や特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指して支援を実施します。

・子どもの学習支援

生活困窮世帯の児童などに対して、学習支援の充実を図ります。

・男女共同参画講座・男女共同参画講演会の開催

男女共同参画の視点に立ったテーマを設定し、市民を対象に学習の機会を提供することにより、男女共同参画に関する正しい理解の促進と意識の醸成を図ります。



・こどもの居場所づくり

家庭環境が困難な状況にある子どもに対して、学習支援及び食事の提供や生活習慣の形成支援を行い、安心して過ごせる居場所で、将来の自立に向けて生き抜く力を育みます。

・いなしキッズ・地区キッズ講座

様々な体験が不足傾向にある子どもたちに、自ら学び、自ら考える力(生きる力)を育むための体験活動の場として、『キッズ講座』を実施します。



©稲敷市

概要版

いなしき子ども・子育てプラン

第3次稲敷市子ども・子育て支援事業計画

稲敷市保健福祉部こども支援課

〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚 1570 番地1 TEL:029-892-2000